

# 捕獲許可証または狩猟者登録証 をお持ちですか？

野生鳥獣を捕獲するためにわなを使用される方は、捕獲の許可証又は狩猟者登録証が必要です。

とらばさみ

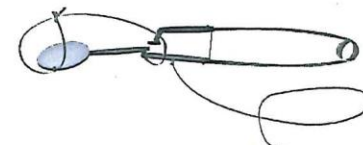


捕獲許可証を  
お持ちですか？

はこわな



くくりわな



捕獲許可証又は狩猟者登録証を  
お持ちですか？

環境大臣又は都道府県知事の許可を得て行うか、狩猟者登録を受けて行う場合以外に野生鳥獣の捕獲を行うことは、鳥獣保護法違反となります（\*）。

**×** 持っていないとき

環境省又は各都道府県の  
担当部局にお問い合わせ  
下さい。

（\*）農業者が自らの事業の範囲で行うモグラ類、ネズミ類の捕獲については適用されません。また、くくりわなであっても禁止されている猟法があります。詳細は環境省又は都道府県にお問い合わせ下さい。

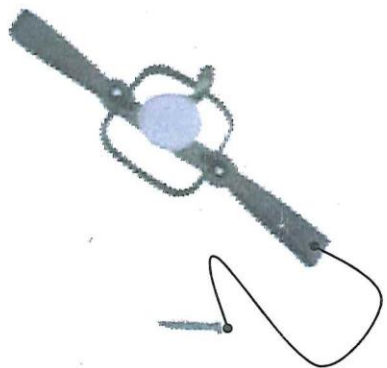


平成19年4月から

# わなの規制が強化されました

錯誤捕獲の防止等を目的に、狩猟での**とらばさみ**の使用禁止及び**くくりわな**の規制強化がなされました。

## とらばさみ

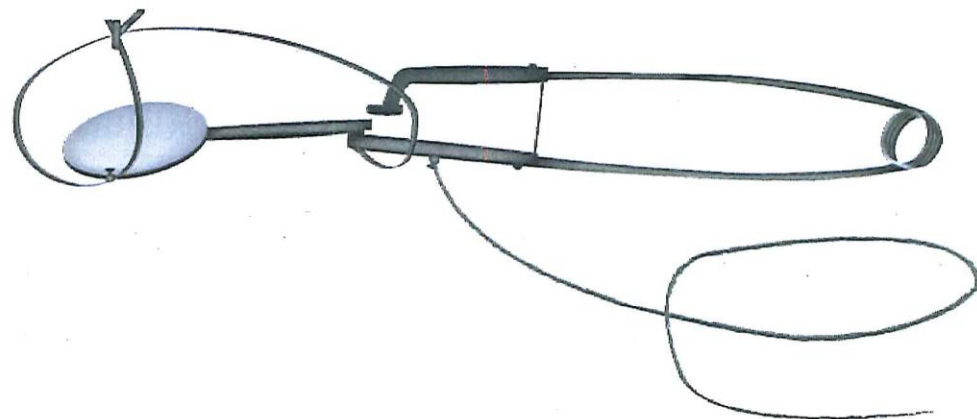


○狩猟でのとらばさみの使用は禁止です。

環境省自然環境局 野生生物課  
鳥獣保護業務室 (TEL: 03-5521-8285)

都道府県鳥獣保護行政担当部局

## くくりわな



○狩猟で以下のくくりわなは使用できません。

- ・ 輪の直径が12cmを超えるもの
- ・ 締付け防止金具の装着がないもの
- ・ よりもどしが装着されていないもの (\*)
- ・ ワイヤーの太さが4mm未満のもの (\*)

(\*) クマ類・イノシシ・ニホンジカ以外の獣類には適用されません。